

第 6 回
食料・農業・農村政策審議会
生産分科会

平成19年3月27日

農 林 水 産 省

午前10時01分 開会

○竹森農産振興課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第6回生産分科会を開催させていただきます。

それでは、まず最初に、本日配付しております資料の確認をさせていただきたいと思います。それぞれ資料の番号が振ってありますが、資料1が議事次第、資料2が委員名簿、資料3が有機農業の推進に関する基本的な方針（案）、資料4は有機農業の推進に関する基本的な方針（案）の概要、資料5が「有機農業の推進に関する基本的な方針（案）」に寄せられたご意見等の概要とご意見等に対する考え方について、これはパブリックコメントの結果の整理でございます。それから資料6に有機農業の推進に関する法律、参考資料として有機農業の現状と課題がお手元に配付してあるかと思いますが、よろしいでしょうか。それから、資料番号は付していませんが、座席表も配付しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

それでは、生源寺分科会長、よろしくお願いいたします。

○生源寺分科会長 おはようございます。

皆さん、ご多忙のところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出席の状況につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

○竹森農産振興課長 本日の出席状況ですが、上原委員、大木委員、三野委員、それから牧野委員におかれましては、やむを得ない事情がございまして、ご欠席をされるということでございます。その結果、本日は全13名の委員中9名の委員にご出席をいただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第9条第1項及び第3項の規定に基づきまして、本分科会は成立していることをご報告いたします。それから、農水省からの出席者につきましては、お手元に配付しております座席表を参考にしていただきたいと思いますというふうに思います。

○生源寺分科会長 それでは、議事に入りたいと思います。

最初に先月、2月27日に開催されました第5回生産分科会以降の経過について、事務局からご説明をお願いいたします。

○竹森農産振興課長 それでは、前回の生産分科会以降の経過についてご報告をしたいと思います。

まず初めに、前回の生産分科会でお話をしましたように、農林水産省の方から提出しました「有機農業の推進に関する基本的な方針（案）」につきまして、3月1日から15日にかけてパブリックコメントを募集いたしました。お手元の資料5がその結果でございます。ちょっと1ペ

ージ開いていただきますと、概要があらうかと思います。

ここに意見募集を行いまして、2のところに提出件数が書いてございます。件数として575件。これは意見提出者ということで見れば、219名。これは個人又は団体ということでございます。

○竹森農産振興課長 それから、出されました意見や情報の概要はそこに書いてあるとおりでございます。方針（案）を立てたということで、全般に対するご意見、それからそれぞれの項目ごとに対するご意見ということで出されております。このご意見、それから前回の分科会での議論を踏まえまして基本方針案を修正いたしましたので、こちらの方は資料3として配付させていただいているものでございます。

それから、今の方針のパブリックコメントの38ページを開けていただきたいと思います。その一番下の欄に「農産物検査規格（米の着色粒混入割合）」云々というのがございまして、その「意見等数」というのが抜けておりまして、これは大変申しわけないんですが、数字の「2」でございます。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

経緯につきましては以上ということでございます。

それでは、事務局から用意されています資料についてご説明をいただいた後、前回同様委員の皆さんから自由にご意見を述べていただく、こういう形で進めさせていただきたいと思えます。なお、本日はこれまでの議論を集約し、有機農業の推進に関する基本的な方針、これについて答申を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。また、本日の閉会時刻でございますが、12時を目途として進めてまいりたいと思えますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

それでは、環境保全型農業対策室長から資料のご説明をお願いいたします。

○栗原環境保全型農業対策室長 それでは、私の方から、お手元の資料3に従いましてご説明させていただきます。なお、前回の案から修正を加えました部分についてご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、1ページ目ですけれども、「(はじめに)」のところ、第2パラグラフ目を追加いたしております。ここは1回目、2回目の議論の中で、環境保全型農業と有機農業は並立するものかというような議論があった中で、食料・農業・農村基本計画においてどういう位置づけになっているかというところを明確にする意味で書き加えさせていただきました。食料・農業・農村基本計画の中では我が国の農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換するこ

とを推進するとしておりまして、そういう観点からは同じ側面を持った取り組みだということになろうかということでございます。また、パブコメの中にもありますけれども、一方で技術的なアプローチ、あるいは生産流通の実態といった部分は、環境保全型農業と有機農業は異なる点が多いわけございまして、そういったことを踏まえて、この有機農業の実態や特徴を十分踏まえた施策の推進、つまりそういう意味では別の施策になる部分も出てこようと思いますが、そういう形で推進をしていくということを明確にさせていただきたいと思っております。

なお、蛇足ですけれども、参考資料でつけております現状と課題の中の2ページ目の部分についても、ここの議論を踏まえまして、お手元にお配りしたとおり修正させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第5パラグラフ目です。「一方、消費者や実需者の多くは」というところから始まる場所ですけれども、ここはもともと有機農業により生産される農産物を利用する消費者や実需者というふうに入っておりましたが、ここの部分はもともと一般の消費者の方のアンケートとかモニター調査といったようなものの結果に基づいて書いている部分でございまして、特に有機農業によって生産される農産物を利用している人だけに限って調べたデータで書いている部分ではございませんので、記述を正確な形に改めさせていただいたということです。

それから、終わりの方に「有機農業についての消費者や実需者の理解は未だ十分とはいえない」という表現がございまして、具体的に何だというご意見もございましたので、この「(はじめに)」の一番最初に書かせていただいております自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全といった内容を具体的に記述させていただいたものでございます。

それから、下から2番目のパラグラフ、「今後は」から始まる場所ですが、ここについては他の施策との整合性、あるいは国民の理解といった観点が重要であるというようなご意見に基づきまして、透明性、公平性の確保に留意しつつという表現を加えさせていただいております。

次に、2ページ目をお願いいたします。

2ページ目の第1の1と2でございまして、ここにはもともと通常農業に比べて病虫害などにより品質・収量の低下が起りやすいなどの課題を抱えているというような表現が出てきていた部分です。この表現につきましてはいろいろなご議論がございまして、有機農業をやっている方々の中では、いや、品質・収量の低下はないんだというふうにおっしゃる方もおられましたし、いや逆にそれが問題だから技術開発が必要だというご意見も多数ございました。そういうようなことを踏まえまして、この表現につきましては次の3ページ目になるんですけど

も、技術開発につながっていく部分について記述をさせていただいておりまして、「(はじめに)」の部分と技術開発につながっていく3ページの部分に記述をすることとさせていただき、この1と2のところに入っておりました、先ほど申し上げました記述については、削除させていただいて、文脈を整えさせていただいたということでございます。具体的には、1のところの「病虫害の発生等に加え」というところ、それから2のところの一番最初の行でございます。

それから、語句の言い回しでございますが、実はこの部分、第1の1と2の表題のところ、「有機農業に容易に従事することができるようにするため」とか、2番目のところでは「積極的に取り組むことができるようにするため」と。これは法律にこの文言で書かれておりますので、表題はこういうふうにしてございますが、中の表現については平易な言い方に改めるということで、それぞれ従事できるようにと、取り組めるようにというような形に全体の表現を改めさせていただいております。数力所出てまいりますが、個々にご説明申し上げません。そういう形で表現を平易に改めさせていただいたということでご理解を賜れればと思っております。

次に、3番のところですが、ここでは消費者に対する、あるいはそれ以外の実需者とか流通、販売の方面への情報の発信については、片方向の発信のみではなくて、情報の受信も重要であるというご意見がございました。ここだけではなく数力所出てまいりますが、情報の発信、提供というような表現になっていた部分を「受発信」という表現に改めさせていただき、それに伴い語句の修正等を行っております。

次に、3ページ目をごらんいただきたいと思います。

3ページ目の2の(2)のところですが、ここは「普及指導員による有機農業の指導体制を整備」ということが一番下の行に出てまいりますが、これは具体的にどういうことなのかということを明示した方がいいというご意見がございまして、「このため」の後のところですが、「研修を活用するとともに、有機農業に取り組む先進的な農業者との連携を強化しつつ、意欲的な農業者への支援を行うことができるよう都道府県の普及指導センターや試験研究機関等に普及指導員を配置する」というふうに具体的に書かせていただきました。こういうことが指導体制の整備に当たるということを明記させていただいたものです。

次に、一番下の(3)のところですが、この消費者の理解の増進というものをどうやって把握するのかと、それも書いた方がいいというご意見がございました。いろいろな方法が最近ございますけれども、代表的な手法といたしましてモニター調査、あと「等」ということでほかにもいろいろございますので、そういった手法を通じて把握するということを記述させ

ていただいたものでございます。

次に、4ページ目をごらんください。

まず、語句の修正ですけれども、真ん中あたり第3の1の「(1) 有機農業の取組に対する支援」の真ん中あたり、「また」以下のところですが、「地域でまとまった」という言葉の位置が変わっておりまして、「有機農業を含む環境負荷を大幅に低減する」という言葉の後に入っております。これは表現上の問題でして、ここに入れた方が適切だろうということで修正させていただきました。

それから、次に(2)ですけれども、ここは新たに有機農業を行おうとする者の支援ということで、パブコメ等でも大変意見の多かったところでございます。それで、2カ所ございまして、まず3行目、「道府県農業大学校や就農準備校」の後に、「有機農業の推進に取り組む民間の団体等」という言葉をつけ加えさせていただいております。それから、「また」以下の2行目にも、「国及び都道府県は、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間の団体等と連携・協力して」という形で、研修といったものにはやはり有機農業者、あるいは有機農業の推進に取り組む民間の団体の協力が必要ですし、またその団体なりのほ場といったものを活用させていただくというようなこともあるわけですし、そういった取り組みもここでちゃんと位置づけていけるようにこういった表現を追加させていただいたものです。これはパブコメでも大変意見の多かったところでございます。

次に、5ページ目にまいります。

(3)の有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援のところですが、まず2カ所「受発信」という言葉、上から5行目と8行目のところに入っております。入れた理由は、先ほど申し上げた理由と同じでございます。それに伴いまして、多少の語句の修正をしております。

なお、「ネットカタログ」の後に「等」という言葉を追加しておりますが、これはほかにいろいろな取り組みもあるということで、そういったものが読めるように「等」という言葉を追加させていただいております。

次に、2の「技術開発等の促進」の(1)のところですが、この「また」以下の4行目、研究の実施に当たってどういうところでやるかというのを書いているところですが、「試験研究独立行政法人をはじめ、都道府県」、その後に「大学」をつけ加えております。大学での取り組みもこれから徐々に増えていこうかと思われますので、大学をつけ加えさせていただいております。

それから、その行の後ろの方、「有機農業等」という言葉になっております。これはもともと「農業者等」と書いてございまして、実は「有機農業者」の方を指すのが明らかである部分で、表現上「農業者」となっているところが2カ所ございました。これと最後の方にあるんですけれども、その部分は明確に「有機農業者」という形に改めさせていただいております。

それから、次の「(2) 研究開発の成果の普及」のところなんですけれども、これは「また」以下の2行目からですが、まず「国及び都道府県は有機農業の協力を得て」、先ほど申し上げましたのと同じ理由ですけれども、こういった研修とか知識の習得といったものには、やはり有機農業者の方の協力が不可欠だということで、そういうご意見を踏まえましてこういった表現をつけ加えさせていただいております。

また、「普及指導員」の後に「等」がついておりますが、これは現場で実際に農業者の指導に当たられる方として、例えば想定されるのはJAの営農指導員といった方もおられるわけですが、そういった方々も含めて、現場での指導的立場にある方を呼んでいけるようにここに「等」という言葉をつけ加えさせていただいております。

次に、6ページ目をお開きください。「消費者の理解と関心の増進」のところですが、ここは非常にいろいろなご意見がございまして、修文もたくさんございます。まず、1行目の終わりからですけれども、「有機農業と消費者との連携を基本としつつ」、これはやはり理解と関心の増進には、特に有機農業はこれまで消費者との連携パイプを大事にして進められてきたという点を踏まえまして、こういう表現を加えさせていただいたものでございます。

それから次のところで、「インターネットの活用」と書いてございます。ここはもともと「ホームページ」と書いてあった部分ですけれども、ホームページ以外にもウェブサイトとかいろいろなものがございます。特に、先ほどから申し上げている情報の受発信という意味では、双方向通信といった観点も含めて総合的に「インターネットの活用」という表現に改めさせていただいております。

3行目の「情報の受発信」の追加は先ほど申し上げたのと同じ理由でございます。

それから4行目ですが、「消費者をはじめ、流通・販売業者、実需者、学校関係者等」ということで、最初は消費者だけ書いてあったんですけれども、流通・販売、実需に携わる方々にも情報の発信が必要だというようなこと。それから「学校関係者」が入っております。これは委員からのご意見もありましたし、パブコメで大変意見の多かったところでございます。特に、学校給食とか学校教育の中で有機農業を取り上げていくべきだというご意見が多数あったところです。学校関係につきましては、学校というのはそれぞれ市町村等で運営されている

ものでございますので、仮に何か働きかけをしていくということになれば、強制的に何かをやってくださいということではなくて、我々の方から有機農業についてのいろいろな情報を提供して、それを取り入れていただくように働きかけていくということだろうと考えております。そういうことで、そういう観点からここに「学校関係者」という言葉を追加させていただきました。学校関係者に対する普及啓発、並びに情報の提供という形で、ここに盛り込ませていただいたということでございます。

その次の行ですけれども、「生物多様性の保全」というのがつけ加わっております。これはこれは自然循環機能増進、環境への負荷の低減と並んで横並び、3つそろえて書いてきてございますので、ここにも入れさせていただいたということでございます。

それから、その次の行ですが、「普及啓発」の後に「有機農業による有機農業の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供」ということで、こういった情報の提供が消費者にとっては重要だと。つまり、そういう情報が今までなかったの、そういう情報を提供するということを入れておく必要があるというご意見がございましたので、ここをそれを反映して入れさせていただいたということでございます。

次に、5の「調査の実施」のところですが、ここもパブリックコメントでも意見があったところです。委員からもご意見がございました。2行目のところです。「地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例」ということで、この有機農業の推進に当たっては地域における調和、それから地域における取り組みの拡大といったものが非常に重要な要素となってくるということで、そういった表現をここに加えさせていただいております。もともとは「優れた取り組み」というふうに書いてあったところですが、少し具体的に書かせていただいたということでございます。

それから、下の方の7番、「国の地方公共団体に対する援助」ということで、ここは推進計画の策定を積極的に働きかけるというふうに書いてあったところですが、その推進計画の中身について、少し具体的にイメージがわかるように書いた方がいいのではないかというご意見がございましたので、ここにちょっと4行ほど入れておりますが、この中で、例えば地域における取り組みの方針とか、具体的な施策、どうしていくかとか、あるいは関係者との連携協力体制、あるいは有機農業の関係者の意見の反映、あるいは推進状況のフォローアップというような具体的な内容を例示的に入れさせていただいております。

7ページをお開きください。第4の1の(3)、「有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備」というところで、ここは先ほど申し上げましたのと同じ理由ですが、2行目のとこ

ろの農業者のところに有機をつけて有機農業というふうに表現を改めさせていただいております。

それから、その下の2のところ、「有機農業者等の意見の反映」というところですが、こちらは「パブリックコメントその他の方法」という表現になっておりましたが、現場で実際に取り組んでいる方々と話をするということが非常に重要だと、そういう意見交換が大事だというご意見を踏まえまして、「パブリックコメント」を「意見公募手続き」というふうに改めておりますが、「意見公募手続きの実施」の後に「現地調査、有機農業者等との意見交換」という言葉を例示的に加えさせていただいております。その他の方法は残してございますので、もともとの書き方に少し強調するところを例示的に示させていただいていたということでございます。

修正箇所は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局からご説明があったわけでございます。特に、基本的な方針の修正、加筆の部分でございますけれども、この点について、あるいはその他の点でも結構でございますので、いろいろご自由にご意見をちょうだいしたいと思います。どなたからでも結構でございます。

横川委員、どうぞ。

○横川委員 大変細かく神経を使って、こんなに丁寧によくできたと驚いています。いくつか申し上げたいと思います。

まず、流通について。現状では、生産者と消費者がうまくつながっていないのが問題です。今までは、有機農産物を生産者が販売するのはインターネットとか近所の人とか特殊な口コミとかごく限られた範囲だけで、一般の流通にきちっと乗っていませんでした。これは1000分の16（0.16%）という数字と関係するのだと思いますが、国は流通システムをどう考えていくのか、もう少し具体的にしていきたいのです。

それから、推進のやり方です。この前も申し上げましたが、農家の負担なく育成する必要があります。私は認可にかかる費用を無料にしようと言っていますが、農家育成という点では認可や検査にお金がかからず、指導もしてもらえということが、実は生産量の増加、取り組み農家の増加につながっていくことなんです。有機農産物の比率を2%、3%まで上げていくためには、もっと思い切ってやらないと変わらない。補助金だけの問題、お金を出せばいい

いというだけの問題ではないのです。

失礼を承知で言いますが、有機農業というのは30数年前から自然発生的と言いますか、価値観の面から、あるいは環境の面から発生してきたのですが、逆に、30年間放置してしまった、もっと計画的に育成しなければいけなかった、遅かったというのが私の本音です。この「遅れ」をどう取り返すのかを考えるのなら、今後は、もっと計画的なことを議論することが必要なのだと強く思います。

関連しているのが「情報」です。今、生産者への情報と言いますか、技術情報が足りないのだそうです。新しく農業をやろうとするとだれのところに行ったらいいのか、だれに教えてもらった方がいいのかがわからない。学校といっても、農学校も万能ではありませんし、大学も普通大学が増えて、専門大学が減ってきています。生産者への情報をだれがどう出すかということについて、ここではうたわれていないんです。だれがどういうものをつくっていて、どこに行けば何をしてくれるかという情報をもっと出してあげないと、新しい人が参入してこれなくなってしまう、そのことが気になります。

そういう意味で、消費者への情報と生産者への技術情報と流通システム、ここをきちんとやっていかないと、いつまでたっても有機農産物比率を2%3%まで上げることはできない、有機農業で栽培された野菜の価値が認められないのではないかと思います。

最後に、環境とリサイクルと有機農業を一緒にして考えることがありますが、環境・有機農業・リサイクルは別々に分けて考える必要があります。どこかで一度整理をする必要があると思います。

以上です。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

金子委員、どうぞ。

○金子委員 金子でございます。3点ほど申し述べまして意見とさせていただきます。

大変短期間に前向きに基本方針を取りまとめていただきまして、まず感謝を申し上げます。

1点目は、現場ではすべての学校給食に有機農産物をということが盛り込まれれば、一番現場の市町村では有機農業の推進、あるいは食農教育につながるんじゃないかなと思っていたんですけども、なかなか国の基本方針になると他の省との関係がおありになるんだと思っていて、学校関係者という文言だけ盛り込んでいただきまして、これから都道府県の推進計画、あるいは市町村の推進計画の中ではもっと縛りがいい形で盛り込めるんじゃないかと思っていて、

有機農業者あるいは学校給食関係者と横のつながりを持ちながら、学校給食に有機農産物をとるのはぜひ盛り込みたいなと思っております。

2点目は、有機種苗の確保と流通の問題でございますけれども、私たちは先輩の農民から品種にまさる技術なしという大変すばらしい言葉を送られているんですけれども、もう一つは種は五里四方でとれという、環境なり風土が似通った中で有機農業に合った種を自家採種して交配していきなさいという、これが理想だと思うんです。そういう中で、今種苗法が、育成者の権利だけが重視されていまして、こういう今まで種の育成に取り組んできた先輩の農民の権利の保全というのがちょっと手厚く保護されていないという感じです。そういうことも含めて、JAS制度では有機種苗というのは、そんなに遠くない形で取り入れなければならないということですので、この基本方針の中では盛り込めませんでしたけれども、ぜひ有機農業者あるいは関係者と農水省の方で、有機種苗の確保と流通ということには一緒に話し合いの場を持っていただきたいというのが2点目でございます。

3点目は、有機農業というのは有機的人間関係ですけれども、この生産分科会で臨時委員を仰せつかりましたけれども、これで終わってしまうのではなくて、この委員の先生方とまた現場を見ながら意見交換していく、有機農業を推進できるような方向に事務局の方でお骨折りしていただければありがたいなと思っております。

以上、3点でございます。ありがとうございました。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

それでは、伊藤潤子委員。

○伊藤(潤)委員　この方針を読ませていただいて、ああそういうことなのかと随分よく書き込まれていると思いました。ただ1つは、法律に基づく基本的な方針ですから、これだけのボリュームなのだと、こういうふうには理解しております。ただ、その法律の目的を達成するという視点からすれば、これに書き込んでいただくということではなくて、やはりもう少し加えさせていただきたいというものがございます。ここに書き加えられた中で、透明性、公平性の確保、実施に当たってはということを書き加えていただいておりますので、それはそれで私も大変ありがたいことだと思いますが、もう一つやはり大切なのは、信頼にこたえるという部分だと思います。ということからすれば、この目的を達成するためには、やはり生産が増えたと、どうしても消費というものがなくて生産が増えても意味がないわけですから、そういった現場のところをもう少し注意深く見てほしいというものがあります。そのものとしてこの5ページ

のところに、表示等のことについては書き込んでいただいておりますけれども、もう少し申し上げますならば、今までの有機、認証は別にして認証をとらない関係というのは、生産者と、あるいは消費者という直接的な関係とか、極めて小さい点の関係だったわけですが、これも生産量が増えてまいりますと、おのずと相手は不特定多数というものを視野に入れざるを得ないと、こういうふうになってくると思います。

そういうことからすれば、やはりどうしても消費者も、それから流通販売業者も、頼りにするのは表示、選択の頼りは表示ということになりますので、これまでのさまざまな経験からすれば、どんな問題が起こってくるかというのは私はおおよそ見当がつくと思うんですね。ですから、そういうものが起こってからということではなくて、その辺をイメージを膨らませて、できるだけ混乱が起こらないように、混乱が起こるというのはお互いどの人にとっても不幸なわけですから、混乱が起こるということを想定して、それを防ぐような手段というのをきめ細かに考えていただきたいと、これは希望だというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

今お三方からご発言がございました。かなりいろいろなご指摘がございましたので、このあたりで事務局の方から何かコメントがあれば。いずれもご意見ということだと思いますけれども、その後さらに引き続き委員の皆様からご発言をいただきたいと思います。

○竹森農産振興課長 それでは、最初に横川委員の方からお話がございました。これまで有機農産物は量が少ないために、どちらかといえば個人間のやり取りといえますか、消費者と直接の取り引きで、一般的な流通になかなか乗っていないんじゃないかということで、それを解決していくには1つは私どものこの指針の中で、有機農業に対する取り組みを向き合っていくということ、それから流通面については、5ページ目にも少し書かせていただいたのは、量がまとまったときの、5ページの(3)の下の方のパラグラフですけれども、市場関係者とも話をしながら、量を増やしたときにきちんと流通ができるような体制をぜひ組んでいきたいと思っております。それよりも何よりもまず、全体の生産量を増やすことが私どもとしては大事ななと考えております。

それから、育成をするときの手法として国の支援のあり方ということで、2点目に補助という形よりもむしろ国がそういう環境循環を整える。例えば、農産物に対する、ここでいいますと認証みたいなことを例えば国がやって、そういう条件を整えるというやり方の方がいいんじゃないかというご意見かというふうに伺ったんですけれども、助成のやり方、今のJ A Sの認

証制度自体は民間も入れてやるという形になっておりますので、今のところ国がやるということとは考えてなくて、むしろそれ以外の条件整備を進めていくというふうに考えています。そういう中で、例えば生産者の負担を減らすためにどういうことができるかというのは、また今後少し検討できることはやっていきたいと思います。

それから、30年放置したというふうな言い方をされたわけですが、農水省としてはどちらかという一拳に有機には行けない、だからこれまではどちらかという環境保全型農業ということで、技術的な積み重ねをやりながら、有機も含めて全体でレベルアップしていこうという手法で取り組んでいたこともありまして、そのところは今回の指針の中でも少し考え方を改めて、有機は有機として少し取り組んでいきたい、きちんとやっていきたいというふうに思います。計画的に取り組むということで、私どもも具体的な取り組みに当たっては、5年間計画的に取り組むようにしていきたいというふうに思います。

それから、生産者に対する、例えば研修だとか技術的な情報提供というものは私どももやっていきたいと思いますし、都道府県にこれから推進計画などをつくっていただくわけですが、そういう中でもきちんと情報提供には、都道府県等もきちんとやっていけるように指導はしていきたいというふうに思います。

それから最後に、環境、有機、リサイクルというのが渾然一体となっているんじゃないかというお話があったわけですが、ただそのところは整理をしなければいけないと、また逆に有機を進めるときには、環境だとかリサイクルという観点も入れていかなければいけない。今回のパブリックコメントの中でも有機、有機と言うのではなくて、バイオマスの問題だとか、そういうこととも関連づけてきちんと言うべきではないかというご意見もございまして、そのところちょっと私どもそれぞれの意義なりはきちんと整理はして、有機は有機なりの。ただ、そこには環境との関係、それから自治体のリサイクルとの関係というのは、やっぱり切り離してはなかなか議論できないのかなというふうにも考えております。

それから、金子委員の方から学校給食の関係で、すべての学校で有機を提供してはということですが、これは先ほど室長の方から方針の見直しのときの話をしたかと思いますが、やはり学校給食そのものはそれぞれの学校なり市町村で判断をして、何を提供するかというのを判断するということですので、私どもとしては有機農産物がいいといいますか、そういうものをきちんと理解していただくことがまず第一かなというふうに思っております。これは先ほど金子委員もおっしゃったように、いろいろな団体の方とまた勉強しながら話し合いをしていくことが重要なかなというふうに思っております。

それから、有機種苗の件につきましては、ちょっと先ほど金子委員がおっしゃったことは、恐らく古い昔の種は篤農家みたいな方がいわば細々と保存をしてきたという、そういうものはある意味では権利保護の対象にならないというようなことかと思うんですが、今の種苗法ではそういうものを権利保護の対象にすることはもちろんできないということです。そういう権利関係とか、それはもう育成者権の中では、きちんと権利は何年間で決まっていますし、古いものはある意味ではそういう権利ができないということになりますので、そのところは難しいのかなと思います。

ただ、話がありました有機種苗の生産だとか供給をどういうふうにやっていくのかというのは、これから少し私どもも勉強してみたいと思いますので、有機の関係の方とも話し合いをしながら、どういうことがやれるのかまた勉強をしていきたいというふうに思っております。

それからまた、人のつながりについては、私どももこれから実際に進めるに当たっては私ども農水省の体制もつくりますし、それから関係団体との協議会もつくって、そういう中でつながりというか、いろいろ消費者団体ともつながりを、一緒になって有機農業を進めるための話し合いなりをやっていきたいというふうに思っております。そういう点でも、つながりというのはぜひやっていきたいというふうに思います。

それから、伊藤委員からございました表示の問題でございます。確かに、この表示については伊藤委員が言われたように5ページに私どもも表示制度と、今回新しい推進をつくるために、これは法律をつくる過程でも議論になりまして、そのところは変えない、表示そのものを変えることはしないということで、そこでいわば消費者の信頼を失うことのないようにやっていきたいということで、方針もそう書いてあるわけでありまして、ご指摘ありましたこと、要するにそういう混乱が生じないように私どもも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

それでは、引き続きご発言いただきたいと思います。小川委員の手が挙がっていたかと思えますので、まず小川委員、よろしくお願いします。

○小川委員　この基本方針を見せていただいたんですけれども、本当に短期間で大変わかりやすくなって、理解を深めることができるんじゃないかなと思っております。県段階におきましては、これまでこういった有機農業へのかかわりというのは極めて低くて、いろいろな情報というものが無いというのが実情でございます。そのために、国においてはこういった有機農業の、先ほどの繰り返しになりますけれども、推進母体となるような組織、例えば有機農業推進

協議会みたいなものを立ち上げていただいて、その取り組みの情報収集、あるいは研究の体制がどうなっているのか、技術体系がどうなっているのか、そういったものが県や消費者、そういったところへの理解促進を進めていただければというふうに思っております。

それから、1つお聞きしたいのは7ページなんですけれども、「国及び地方公共団体における組織内の連携体制の整備」というところの下から2行目なんですけれども、「これらの施策を担当する部局間の連携を確保する体制の整備に努める」というふうに書かれているんですけれども、もし具体的にこのようなことを考えているということがありましたら、お示ししていただければというふうに思っております。

よろしくお願いします。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 先ほど来各委員の先生方からこのたび修正を加えて示された案については、誠に細やかに配慮がなされているということで、私もそのとおりだと思ひまして、示された案どおりでよろしいと思っております。しかしながら、法律も方針もできた後どのように育てていくかが大切なことだと思っておりますので、その観点から若干ご意見を申し上げたいと思います。

この方針案につきましては、農林水産省の方から縷々説明をいただいたわけなんですけれども、横川委員のご指摘にもございましたように、言葉1つとってみましても、「等」とかいう表現でございしますが、その持つ意味というものは非常に奥深いものがございします。これをこれから地方公共団体や有機農業者が理解して進めていくにはかなりの説明が必要じゃないかと思ひます。内容的にとっても充実した方針と感じておりますので、その意図が十分に関係者に伝わっていかないと意味をなさないような気がいたしますので、可能な限りいろいろな手段を使ってその啓発に努めていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目ですけれども、方針は今これから世に出ていくところでございしますが、これで仕上がった、完璧といったものではないと思ひます。有機農業の従事者の方や関係者の方、またパブリックコメントにおきましてさまざまな意見や要望が出ておりますけれども、こういったことを検討し整理をし、場合によっては積み残しの課題もあるんじゃないかというふうに考えております。あえてそれがあれとこれという列挙はいたしませんけれども、そういったものもあるはずでございします。これらについては今後さらに行政関係者や有機農業者はもとより、消費者とか流通業者の方など、広く関係者の方が議論を深めまして、基本方針の見直しに反映

させていく項目につきましては、第4の2のところにあるとおり、広く意見を聞いてきちんとした方向付けを行い、さらに進めていただきたいと思います。このことにつきましては、先ほど竹森課長の方からもお話がございましたが、あえてさらにもお願いをしておきたいと思っています。

それから、私も行政の方から出させていただいておりますので、これは方針の中身についてどうこうではございませんけれども、今後都道府県におきまして、また市町村におきまして進めていく上で、2点ばかりお願いと提案をしたいと思っています。

お願いといいますのは、4ページのところの中ほどでございますけれども、第3の1の(1)、そこに「さらに」というのが下から5行目のところがございますが、今後地方公共団体において計画を策定していったもので、その中に非常に良いモデル的なものがあつたら国の方は支援を行いますよという項目でございますが、今各都道府県は、うちの県は特にですけれども、非常に農業の方が疲弊しておりまして、できたらこれを突破口に新しい農業の道を進めていきたいという考えを持っております。そういった中で、モデル地区が余りにも絞り込んであつたり、またハードルが高かつたりいたしますと、乗っていけない面もあると思いますので、なるべく緩やかな要件にさせていただいて、多くの地域が取り組めるように配慮をしていただいたらいいなと思います。

それからもう1点、これは随所に、民間の団体の方の力を借りて今後研修教育等をやっていくという書き方がしてございますけれども、有機農業実践者の方に有機農業マイスター、これは仮称でございますが、そういった称号を与えていただいて、ある程度制度の中でそういった方々がきちっとやっていけるような仕組みをつくっていくことも大事じゃないかと思います。指導農業士とかいうような制度もございますが、有機農業の方にも何らかの形で制度化して、我々もそういった人たちと一緒にやっていけるような仕組みづくりというものを検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。そのほかいかがでございますでしょうか。

それでは、エイガアルの伊藤淳子さん、その後富士さん、お願いいたします。

○伊藤（淳）委員　今回大変よくまとめていただいて、わかりやすくなっていると思います。その中で、有機農業の推進に関する基本的な方針というのは、生産者に対するものと、もう一つ情報受発信ということ、この2つの柱があるように思いまして、意見を述べさせていただきます。

このパブリックコメントの方でも、例えば21ページの一番上のところに、考え方の援助に努めてほしいとか、真ん中辺に有機農法のマニュアル化が欲しいとか、あるいは29ページに、有機農業に関する情報を総括して管理する機関、インターネット上での信頼できる情報の提供が必要、それから30ページの下から2つ目には、消費者の理解を増進するためにメディア、キャラクター等を活用した取り組みが必要、そして次の31ページの真ん中辺には、やはりポータルサイトやSNSなどインターネットのサービスが必要というような意見というのがパブリックコメントの中に随分入ってきていることに着目しました。

これに対して、30ページの「ご意見に対する考え方、対応」というところで、「広報や情報の受発信における具体的な方法については、それぞれの実施主体が今後検討することとなると考えております」というコメントが答えとしてありますが、これは現実的にはそうであると思いながらも、例えば各団体であるとか各市町村がそれぞれにいろいろなPRをすると、消費者がどんどん混乱していくことも考えられると思います。先ほど来、有機農業、有機野菜、環境保全型農業、それから無農薬とかいろいろと情報が消費者の中でわかりにくいという意見もありますけれども、どれが正しいとかそういうことではなくて、いろいろな団体や自治体が行っているよということがトータルとしてわかるものというのは、やはりこの農林水産省という総元締めがやらなければいけないことではないかと思います。そういったことで、今後それぞれの皆さんの活動をより活発に行っていただくためにも、農林水産省として現在あります非常にオフィシャルな、まじめな、堅い、情報豊富なホームページとは別の形で、この今回の有機農業の推進に関する、あるいは関心のある情報ポータルというものをつくっていただくことをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

○生源寺分科会長 ありがとうございました。

それでは、富士委員、どうぞ。

○富士委員 私もこの基本的な方針につきましては、これまでの委員各位のご議論を踏まえてまとめられたということで賛成でございます。私も金子さんの農場を見て目からうろこと言いますか、百聞は一見にしかずと言いますか、やっぱり見て体験して理解できると思いますので、JAグループとしても正しい有機農業の理解に努めて、その情報提供に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

これはこれからの取り組みが大事だと思います。平成23年までという5年間を目標年次としておりますけれども、よく農水省が工程管理を最近されるようになっていますが、推進計画を策定・実施している県の割合100%、普及指導員による有機農業の指導体制を整備した県の割合10

0%、それから技術の体系化など、この辺は大変難しいかと思いますが、そういう目標を立てているわけですので、例えば2年たってなぜ進まないのか、なぜ理解が促進されないのか、なぜ普及指導員を置かないのか、それはいろいろな県や市町村の実情はあると思いますけれども、そういうことを検証して、さらに取り組んでいかないと、まさに絵にかいたもちになってしまうと思います。そのあたりの検証作業と原因を究明をしながらさらに進めていく、そういう体制というものを考えていただきたいと思います。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

それでは、平野委員、どうぞ。

○平野委員 最新の技術を使って情報交換していくことというのは、これからの時代とても大切になると思いますが、あくまでもそれは資料という扱いになってくるんじゃないかと思うんです。というのは、やはり私は対面して伝え合うということの基本のやり取りというのをとても大事に考えるからなんです。今回のこの資料に関しても、私は専門でないこともありまして、毎回事前説明というのをいただくんですが、よくわかった方に説明していただいても、当初30分ぐらいでできますよと言われて、実際には私が1ページ見てわかったと言ってうなずいてページをめくる、そういったものを入れると1時間ぐらい、そこに私が質問を二、三挟むと、そのご説明も入れて1時間半から2時間かかるわけです。よくわかった方のすごくわかりやすい説明でも、この1冊分について説明していただくのに、こちらですね、有機農業の現状と課題、そのぐらいかかるので、さらにそれぞれの項目について詳しく知ろうと思ったら、すごくよくわかっている、国の全体の状況もわかり個別のこともわかっている方に丁寧に説明していただかないと本当のことは伝わらないんじゃないかと思ったんですね。それをどうしたらいいのか、全員がそんなふうに説明できるというふうになればいいんでしょうけれども、私も含めて、全員が同じように説明できるようになればいいと思うんですが、私だって勉強不足でまだそこまで行かないでしょう。でも、努力して何とかやはり直接面と向かって、相手がついてこられる状況の中で説明していくというのを常につくっておく必要があるんじゃないかと思います。そういった場を、ものすごく手がかかるし、時間もかかるから大変だと思いますが、ぜひつくっていただきたいと思いますし、結果的にそこで交わされる情報量の多さというのは、多分紙面や何かでは追いつかないほどの情報量の交換ができると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

幾つかご提案、あるいはご意見ございました。役所の方でコメントをいただければと思います。

○竹森農産振興課長 最初に、小川委員の方から情報提供をよろしくということでございます。私どもも関係者推進協議会というものをつくりまして情報収集、それからそれらについての県なり市町村への情報提供に努めていきたいというふうに思います。それから、省内の体制をどういうふうにされるのかというお話があったんですが、ご存じのように基本は私ども生産局なんですけれども、例えば技術開発は技術会議の事務局がございまして、表示の関係は消費安全局というふうに、農水省内での項目で分かれておりますので、そこを横断的な組織をつくりまして、一体となって取り組めるようにぜひやっていきたいと思っております。

それから、石井委員の方からお話がありましたように、指針の内容が具体的によく現場まで伝わるようにということでございます。私どもの指針ができれば各ブロックでの説明会等もやりますし、必要があれば平野委員のお話にありましたように、できるだけ現場にも出ていってご説明をして、できるだけ真意が伝わるようにといいますか、していきたいというふうに思います。

それから、この方針が完璧なものではないという、確におっしゃるように、私どもも有機農業の推進というのに本格的に取り組むのは今回初めてでございます。ですから、そういう意味で言えば、全体の情報量も限られた中での方針ということになっておりますので、そういう意味で、私どもも完璧なものだと思っているわけではございません。そういう意味で、今後関係の団体、有機農業の方ともよく話し合いをしながら、今後どういうふうにやっていったらいいのか、そこのところはよく話し合いをしながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、都道府県で進めるときに、事業としてしないようにとか、それから例えば有機の方をマイスターみたいにして、ある意味での認定をして積極的に現場で指導に当たっていただいているかどうかというお話がございました。現実にはそういうものができるかどうかというのは、少し検討はしてみたいというふうに思います。

それから、伊藤委員の方からお話がございました。大変熱心で、受発信が大切だということで、いろいろご意見をいただきましてありがとうございました。おっしゃるとおりだと思います。私どもも双方に情報を伝えていくということが大切だというふうに思います。パブリックコメントの中でそれぞれに実施主体がという、もちろん農水省もやりますけれども、それぞれ都道府県なり各団体もそういうものをぜひ体制を整えてほしいというふうに思っております。そういう情報提供のための特別のサイトを立ち上げるかどうかということについては、少しや

り方とか、それから運営していくための資金的な手当ても必要ということで、具体的にどういうことができるのかはちょっと検討させていただければというふうに思います。

あとは、富士委員からありましたように、農水省もいろいろな方針をつくったときに、5年間どうやって取り組んでいくか、食料・農業・農村基本計画などもきちんと工程表をつくってやっているということでございますので、具体的にどういうふうに私どもとして取り組んでいくかというのはきちんと整理をしたいと思います。

それから、評価検証ということですが、これは農水省は今政策評価ということがございますので、役所自身としてはそういう中できちんと真正面からやらなければいけないということもありますが、先ほど言ったようにそれだけではなくて関係者でつくる協議会なんかで、毎年こういう進行状況だとかを報告する中で、そういう情報を共有できる形でやっていきたいというふうに思います。

それから、平野委員の話にございましたように、私どももできるだけまいって私どもが考えていることをお話しする、また現場の方々が思っていることを直接聞いてそれを施策に生かしていくということは最大限努力していきたいというふうに思います。

○生源寺分科会長 ありがとうございました。

そのほか何かありますか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤（淳）委員 すみません、補足情報で。ちょっとよその情報なんですけれども、東京都では現在東京都の区の職員を対象にしたSNSというシステムを実際に実施しているそうです。全部の区の全職員が入っているわけではなくて、やはり使える部署であったり、使える技術があったり、あるいは関心がある人が参加をしているそうです。これは一般の人が入っていないんですが、東京都のいろいろな施策ですとか、あるいは区役所内のいろいろな情報流通に役立っているということで、現在利用者は私は聞いた中では200名程度というふうに聞いておりますが、かなり活発に意見を述べている方も少しずつ出ているというような情報も聞いております。こういったオフィシャルな情報というのもオフィシャルな形で事例としてお伝えしておきたいと思いました。

○生源寺分科会長 ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは委員の皆さんからのご意見は本日ほぼ出尽くしたというふうに思いますので、ここでこの議論を集約することにしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

す。

それでは、平成19年1月29日付で農林水産大臣より諮問のありました有機農業の推進に関する基本的な方針については、十分に審議を尽くしたところでもあり、これを適当と認める旨、議決してよろしいでしょうか。異議なしと認めます。ありがとうございました。

それでは、食料・農業・農村政策審議会令第9条第2項及び第3項の規定により、議事の決定に必要とされている出席委員の過半数を超えておりますので、本分科会は本件につきまして適当と認める旨議決いたします。なお、答申の手續等につきましては、分科会長である私にご一任いただければと思います。

本日いろいろご意見をいただきましたけれども、私の聞く限り、いずれもこの基本方針を補強する形のご意見だったというふうに考えております。また、基本方針にも適時適切に検討するということが書かれておりまして、5年という期間にこだわらずにこの見直し、あるいはこのもとでも追加的に措置できるものはいろいろあると、こういうことだろうと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、本日予定されております調査審議事項はこれで終了いたしましたので、議事を事務局にお返しいたしたいと思っておりますけれども、一言私からも委員の皆様方に御礼を申し上げたいと思います。特に、金子委員には、私どもの見学、視察を引き受けていただきまして、誠にありがとうございました。また、この短期間にこの方針の案を取りまとめいただきました、農産振興課を初め事務局の皆様方にも深く御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○吉田大臣官房審議官 閉会に際しまして、一言ごあいさつをさせていただきます。本日は年度末のご多忙の中ご出席いただきまして、熱心なご議論を賜りまして、誠にありがとうございました。事務局を代表しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

生源寺分科会長を初め、委員各位のこれまでのご尽力に対しまして、改めて心より御礼を申し上げます。農水省といたしましては、本分科会のご議論等を踏まえながら、本日答申する旨を決定いただきました有機農業の推進に関する基本的な方針の内容に即しまして、これまで有機農業の推進に取り組んでこられた方々を初め、地方公共団体、農産物の生産、流通、消費にかかわる団体の方等と幅広く連携、協力して、有機農業の着実な推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

推進方針をこのようにご決定いただいたわけでありますけれども、私ども正直なところ、非

常に重い課題をいただいたなと考えております。これまで環境保全型農業の一環として、環境保全型農業を進める中で有機農業も進めるという方針で来たわけですが、冒頭横川委員からも厳しくご指摘されましたけれども、30年間言いながら放置してきたではないかというご指摘を重く受けとめまして、環境保全型農業の範疇に有機農業もあるのは確かだと思っておりますけれども、推進につきましては環境保全型農業の一部として推進するのではなくて、有機農業としてしっかり推進していきたいと思っておりますし、この方針を具体的にこれから5年間着実に進めていくことが何よりも重要でございますので、内部にそういう体制も整備しまして、一つ一つ具体的に対応していきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、今後ともご指導方お願い申し上げまして、御礼にかえたいと思います。本当にありがとうございました。

○竹森農産振興課長 最後に1点だけ事務的なご連絡をさせていただきます。基本方針については手続を経まして、4月中旬ごろに官報に掲載して公表するということにしたいと考えてございます。委員の皆様方には後日答申とともに公表版を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の生産分科会を閉会させていただきます。

長時間どうもありがとうございました。

午前11時10分 閉会